



日田市監査委員告示第 14 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : スポーツ振興課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和7年12月22日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

梶原 信幸



## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【文化スポーツ振興課】</b></p> <p><b>○収納金の取り扱いについて</b></p> <p>日田市会計規則第 33 条では、直接収納した現金は即日又は翌日に指定店に払い込むこととされている。</p> <p>日田市スポーツ施設使用許可申請手続きにおいて、スポーツ施設使用料の収納事務が行われているが、関係書類を確認したところ、指定の金融機関への収納金の払い込みが、規則で定められている日数を超えている状況が、多数見受けられた。</p> <p>この件については、前回の監査時においても同様の指摘をしていたが改善されていなかった。</p> <p>今後の収納金の取り扱いについては、規則に則った事務処理を行われたい。</p>	<p><b>【文化スポーツ振興課】</b></p> <p>文化スポーツ振興課所管のスポーツ施設の使用料については、文化スポーツ振興課窓口において、申請と同時に現金の支払いをいただいております。ご指摘のとおり、本来、直接収納した現金は即日又は翌日に指定の金融機関に払い込むこととなっておりますが、実際には、調定の事務手続きを行う中で、決裁事務の遅れや、事務担当者の長期休暇による事務手続きの遅れなどにより、規則で定められている日数を超えて払い込む場合があります。</p> <p>このことは、日田市会計規則第 33 条の認識不足のみならず、前回監査の指摘が改善されておらず、当課として大変重く受け止めております。</p> <p>今後は、課内全職員が規則に則った事務処理を行うことを再度確認するとともに、終業前の金庫内の現金、調定金額及び納入通知書兼領収書の確認を担当者だけに任せるのではなく、総括も行うことを徹底し、会計規則に則った適切な事務執行を行ってまいります。</p>